

# 議 決 事 項

公告第8号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように制定する。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 宮城県国民健康保険団体連合会職員の任用に関する規則(平成13年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「事由」を「条項」に改め、同条第2号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に、「、又は」を「又は」に改める。

第13条中「すべて条件付き」を「全て条件付」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「6月」の次に「の期間」を加え、「正式採用に」を「、正式のものと」に、「1年に至るまで」を「1年を超えない範囲内で」に改める。

第14条中「6月間」を「6月の期間」に改め、同条ただし書中「条件付採用期間」を「条件付採用の期間」に改める。

(職員服務規則の一部改正)

第2条 宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則(平成13年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員給与規則の一部改正)

第3条 宮城県国民健康保険団体連合会職員給与規則(平成13年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第40条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第41条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員退職手当規則の一部改正)

第4条 宮城県国民健康保険団体連合会職員退職手当規則(平成13年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号及び第4項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

(職員給与規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員給与規則第41条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定（職員給与規則第42条第5項及び第49条第7号においてこれらの規定を準用し、又は他の規則においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員退職手当規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の職員退職手当規則第14条第1項及び第4項、第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第18条第3項並びに職員退職手当規則第18条第2項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提出理由)

令和4年6月13日「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」が成立し、この改正法では、自由刑である「懲役刑」及び「禁錮刑」を廃止し、これらに代わるものとして「拘禁刑」が創設されており、令和5年政令第318号により令和7年6月1日から施行される。

この法律改正に伴い、宮城県条例第70号「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」が公布されたため、本会規則が引用している該当規定を改正しようとするもの。

---

#### 公告第9号

##### 第2期中期経営計画（令和2年度～令和6年度）の評価（暫定）

第2期中期経営計画（令和2年度～令和6年度）の評価（暫定）について、「報告第1号別冊」のとおり報告する。

---

#### 公告第10号

##### 第3期中期経営計画の策定について

第3期中期経営計画の策定については、「議案第1号別冊」に定めるところによる。

公告第11号

令和7年度事業計画

宮城県国民健康保険団体連合会「令和7年度事業計画」を、次のとおり定める。

(令和7年度事業計画のとおり)

公告第12号

令和7年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査支払手数料等

令和7年度における一般負担金、各種審査支払手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

- 1 会員割 1 保険者 50,000円
- 2 被保険者割

(一般負担金総額 (199,612,000円) - 会員割総額 (1,950,000円)) × 令和5年度各保険者年間平均被保険者数  
令和5年度年間平均被保険者数 (446,742人)

II 直診施設負担金

区 分	賦課基準	単 価
1 施設割	病 院	20,000円
	診療所	7,000円
2 病床割	1床当たり	300円

### Ⅲ 医療保険に関する手数料等

#### 1 診療報酬等審査支払手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 国保審査支払手数料	県内分 1件当たり	62円61銭 (令和7年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (令和7年4月審査、5月調定分から適用)
2 公費負担医療審査支払手数料	1件当たり	94円 (令和7年4月審査、5月調定分から適用)
3 レセプト電算処理システム手数料	1件当たり	68銭

#### 2 療養費審査手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 一般療養費審査手数料	国保 1件当たり	62円61銭 (令和7年3月審査、4月調定分から適用)
2 柔整療養費審査支払手数料	国保 1件当たり	62円61銭 (令和7年3月審査、4月調定分から適用)

#### 3 共同電算処理委託手数料

##### (1) 共同電算処理委託手数料

- ・ 件数割 1件当たり 14円76銭×令和5年度事業年報の件数
- ・ 被保険者数割 1人当たり 43円13銭×令和5年度事業年報の年間平均被保険者

##### (2) その他委託料

区 分	賦課基準	単 価
1 乳幼児医療費助成手数料	1件当たり	32円
2 出産育児一時金等支払事務費	1件当たり	210円
3 海外療養費調査事務手数料	1件当たり	国保中央会で定める単価による

(3) オプション

(消費税別途)

項 目	賦課基準	単 価
1 医療費通知	1世帯当たり	1か月分 50円
		2か月分 53円30銭
		3か月分 59円40銭
		4か月分 65円20銭
		6か月分 84円10銭
2 後発医薬品利用差額通知	1枚当たり	52円
3 後発医薬品利用差額通知コールセンター業務		保険者（全国）の被保険者数による 按分（実績割）

4 国保情報集約システム運用委託手数料

必要な経費の合計額（60,261,656円） ÷ 令和5年度年間平均市町村被保険者数（424,139人） ÷ 12

＝月単価被保険者1人当たり 11円84銭

IV 介護保険に関する手数料等

1 介護給付費審査支払手数料（令和7年4月審査、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 介護給付費審査支払手数料 (特例介護給付費含)	1件当たり	57円
2 介護予防・日常生活支援総合事業費審査 支払手数料	1件当たり	57円
3 公費負担医療等介護給付費審査支払手数料	1件当たり	95円

2 介護保険者事務共同処理手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 要介護認定更新支援処理手数料	1件当たり	20円 (令和7年4月通知分から適用)
2 償還払給付額管理処理手数料	1件当たり	57円 (令和7年4月処理分から適用)
3 高額介護サービス費支給処理手数料	1件当たり	20円 (令和7年4月通知分から適用)
4 市町村特別給付等支払処理手数料	1件当たり	57円 (令和7年4月審査、5月調定分から適用)
5 主治医意見書作成料支払処理手数料	1件当たり	50円 (令和7年4月処理分から適用)
6 認定調査委託料支払処理手数料	1件当たり	20円 (令和7年4月処理分から適用)

(消費税別途)

7 介護給付費通知作成処理手数料	1件当たり	46円 (令和7年4月処理分から適用)
8 共同処理保守業務手数料	1保険者当たり (年額)	50,000円 (令和7年4月処理分から適用)

※ 「8」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 年金特別徴収経由機関事務手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 年金特別徴収経由機関事務手数料	第1号被保険者 1人当たり	6円8銭

V 障害者総合支援給付等に関する手数料

1 障害介護給付費等審査支払手数料 (令和7年4月審査、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 障害介護給付費審査支払手数料	1件当たり	120円
2 障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	120円

2 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料（令和7年4月審査、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 特例介護給付費審査支払手数料	1件当たり	120円
2 特例障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	120円

VI 特定健診等データ管理システム手数料（令和7年3月受付、4月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 データ管理手数料	1件当たり（健診データ受信時に1回賦課）	180円
2 費用決済手数料	1件当たり（費用決済データ受信毎に賦課）	20円10銭
3 国保中央会手数料	1件当たり（データ受信毎に賦課）	37円24銭

VII 後期高齢者医療に関する手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 診療報酬審査支払手数料	県内分 1件当たり	64円24銭 (令和7年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (令和7年4月審査、5月調定分から適用)
2 一般療養費審査手数料	1件当たり	64円24銭 (令和7年3月審査、4月調定分から適用)
3 柔整療養費審査支払手数料	1件当たり	64円24銭 (令和7年3月審査、4月調定分から適用)
4 電算処理受託手数料		契約に基づく金額による

---

令和7年度各種会計歳入歳出予算

詳細は（別紙総括表）のとおり

---